

○渡島廃棄物処理広域連合運営協議会設置要綱

(平成15年4月1日訓令第1号)

改正 (平成18年11月1日訓令第8号)

(設 置)

第1条 渡島廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）が運営するごみ処理施設（以下「焼却施設」という。）及びごみ運搬中継施設（以下「中継施設」という。）の管理運営に関する事項並びにごみ処理広域化事業の推進に関する事項等の調査、検討を行うため、渡島廃棄物処理広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討を行い、その結果を渡島廃棄物処理広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

- (1) 焼却施設及び中継施設の管理運営に関する事項。
- (2) ごみ処理広域化事業の推進に関する事項。
- (3) その他広域連合の事務に関する事項。

(組 織)

第3条 協議会は、委員9人で組織する。

- 2 委員は、広域連合関係市町長で構成するものとする。
- 3 委員の任期は、関係市町の長としての任期による。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会には、必要がある場合、委員以外の者に協議会への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月1日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。